別添百十一別紙三の次に次を加える。

別紙4　低電気エネルギーの試験手順

衝突試験に先立ち、高電圧回路にスイッチS_2及び放電抵抗器R_eを並列に接続する（図参照）。

衝突試験後5秒から60秒までの間に、スイッチS_1を閉じ、電圧V_b及び電流I_eを測定し、及び記録するものとする。以下の式のとおり、電圧V_b及び電流I_eの積をスイッチS_1を閉じた瞬間（t_e）から電圧V_bが高電圧閾値直流60V以下となるまでの時間（t_h）で積分するものとする。

この積分の結果がジュールを単位とする総エネルギー（TE）となる。

$$TE=\int_{t_e}^{t_h} V_b \times I_e \, dt$$

衝突試験後5秒から60秒までの間の時点でV_bが測定され、X－キャパシタの静電容量（C_x）が自動車製作者等から指定されている場合には、総エネルギー（TE）は以下の式に従って計算するものとする。

$TE=0.5\times C_x\times (V_b{}^2-3{,}600)$

衝突試験後5秒から60秒までの間の時点でV_1及びV_2が測定され、Y－キャパシタの静電容量（C_{y1}、C_{y2}）が自動車製作者等から指定されている場合には、総エネルギー（TE_{y1}、TE_{y2}）は以下の式に従って計算するものとする。

$TE_{y1}=0.5\times C_{y1}\times (V_1{}^2-3{,}600)$

$TE_{y2}=0.5\times C_{y2}\times (V_2{}^2-3{,}600)$

この手順は、動力系に通電しない状態で試験を実施する場合には、適用しない。

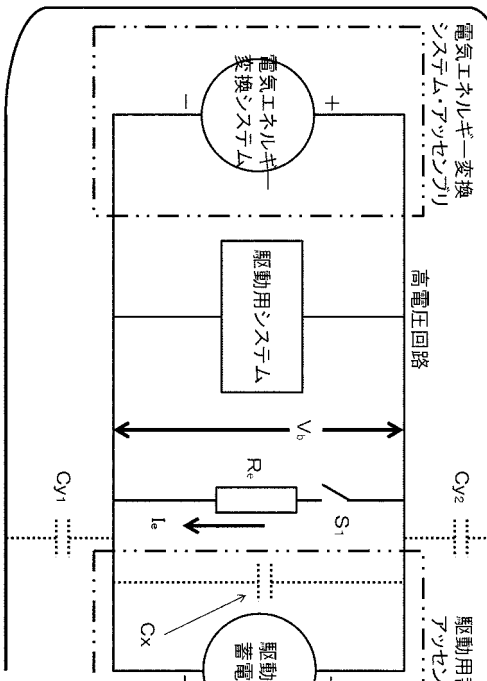


図　X－キャパシタに貯蔵された高電圧回路エネルギーの測定

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二十一条の改正規定中「第二十一条第四項中「第17条の2第4項」を「第17条の2第5項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第九十九条の改正規定中「「第17条の2第4項」を「第17条の2第5項」を「「第17条の2第3項」を「第17条の2第4項」に」を「同条第四項中「第17条の2第3項」を「第17条の2第4項」に改め、同項」を「同条第四項」に改める。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十七条の改正規定中「同条第四項中「第17条の2第4項」を「第17条の2第5項」に改め、同項」を「同条第四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示等の一部を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示別添6の3・1・2・の規定中「協定規則第九十四号改訂版の補足第三改訂版規則5・2・2・の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八十九号）による改正前の細目告示別添百四「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3・2・2・の規定」と、同別添6の3・2・1・の規定中「協定規則第九十四号改訂版の補足第三改訂版規則5・2・1・4・及び5・2・1・5・の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八十九号）による改正前の細目告示別添百四「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3・2・1・4・及び3・2・1・5・の規定」と読み替えるものとする。

5　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車以外の自動車に限る。）を除く。）については、細目告示第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項までの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項までの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第四項を加える。

4　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車以外の自動車に限る。）を除く。）については、細目告示第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項までの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第四項までの規定に適合するものであればよい。